

第16回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年1月26日(火)

開催時間 15時30分

開催場所 芽室町役場2階 会議室7

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第26号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第27号 区域外就学認定の件(非公開)

日程第6 報告第28号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第7 報告第29号 令和3年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

日程第8 報告第30号 令和3年度全国学力・学習状況調査における経年変化分析調査及び保護者に対する調査への参加及び協力についての件

日程第9 協議案第2号 令和3年度芽室町一般会計教育費予算(企画財政課長ヒアリング結果)の件(非公開)

日程第10 協議案第3号 令和3年度芽室町教育行政執行方針(素案)の件(非公開)

閉 会

日程第4

報告第26号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和3年1月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和2年度就学援助認定総括表(令和3年1月認定者)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(1月認定者) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校			1		2		3
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	1	0	2	0	3

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				3

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
				1		1
						0
						0
						0
0	0	0	0	1	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			1

●準要保護不認定者数一覧(1月不認定者) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

令和2年度就学援助認定総括表

(令和3年1月7日現在)

申請世帯	189	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	165	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	165	世帯
経済的困窮世帯	68	世帯
経済的困窮世帯(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う)	8	世帯
児童扶養手当受給世帯	85	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
不認定世帯	23	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎8年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(1月7日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	13	12	15	18	22	94
上美生小学校					1		1
芽室西小学校	3	8	4	5	10	8	38
芽室南小学校	1			1	1	1	4
合計	18	21	16	21	30	31	137

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	19	21	27	67
上美生中学校	1	2	2	5
芽室西中学校	7	14	15	36
合計	27	37	44	108

合計 245

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	7	4	8	13	11	44
				1		1
1	2	1		5	5	14
						0
2	9	5	8	19	16	59

(中学校)

1年	2年	3年	計
10	11	12	33
1		1	2
3	5	9	17
14	16	22	52

合計 111

●準要保護不認定者数一覧(1月7日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	3	2	1	4		3	13
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	3	1	3	1		10
芽室南小学校				1		1	2
合計	5	5	2	8	1	4	25

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	3	7	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1	2	5
合計	3	4	9	16

合計 41

○町民税非課税世帯

芽室小学校	1年	1人
芽室南小学校	4年	1人
芽室中学校	1年	2人
	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第27号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和3年1月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第6

報告第28号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和3年1月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第7

報告第29号

令和3年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

令和3年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、報告します。

令和3年1月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

令和 3 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について (照会)

標記調査の実施要領については、「令和 3 年度全国学力・学習状況調査の実施について」(令和 2 年 (2020 年) 12 月 24 日付け教義第 1145 号北海道教育庁学校教育局長通知) により通知したところですが、この度、文部科学省総合教育政策局長から別添写しのとおり、令和 3 年度調査への参加について照会がありました。

つきましては、次により期日までに回答願います。

記

1 令和 3 年度調査への参加について

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について「様式 1 【調査票】市町村教育委員会用」に取りまとめ、令和 3 年 (2021 年) 1 月 13 日 (水) までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式 1 を「様式 2 【調査票】教育局用」に取りまとめ、令和 3 年 (2021 年) 1 月 18 日 (月) までに、学力向上推進係あてメールで提出してください。

[学力向上推進係 主査 鎌田 雄介 E-mail:kamata.yusuke@pref.hokkaido.lg.jp]

(3) 関係道立学校

「様式 3 【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、令和 3 年 (2021 年) 1 月 13 日 (水) までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課特別支援教育指導係あて、メールで提出してください。

[胆振教育局教育支援課義務教育指導班主任 浅野 美香 E-mail: asano.mika@pref.hokkaido.lg.jp]

[特別支援教育課特別支援教育指導係主任指導主事 坂内 仁 E-mail: bannai.hitoshi@pref.hokkaido.lg.jp]

担当：義務教育課学力向上推進係
TEL：011-204-5771 (ダイヤルイン)
内線：35-774

(写)

2 文科教第 7 2 8 号
令和 2 年 1 2 月 2 3 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

令和 3 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、令和 3 年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「令和 3 年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和 2 年 1 2 月 2 3 日付け 2 文科教第 7 2 7 号文部科学事務次官通知）で通知したところです。

ついては、本調査への参加及び協力の意向について確認いたします。

別紙 1～1 0 のうち該当する様式に記入の上、令和 3 年 1 月 2 0 日（水）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、本調査の参加にあたっては、「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」（平成 2 8 年 4 月 2 8 日付け 2 8 文科初第 1 9 7 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、適切な取扱いをしていただきますよう改めてお願いいたします。

<本件担当>

総合教育政策局 調査企画課 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領について(概要)(案)

本体調査(悉皆調査)

- ・実施日: 令和3年5月27日(木)
- ・国語、算数・数学の2教科及び質問紙調査(児童生徒・学校)を実施

経年変化分析調査(抽出調査)

- ・実施日: 令和3年6月1日(火)～6月30日(水)で抽出校が可能な日
- ・国語、算数・数学、中学校英語の抽出調査(小学校は約 600 校、中学校は約 750 校)

保護者に対する調査(抽出調査)

- ・経年調査を受けた児童生徒の保護者を対象として実施

○新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施日程を変更。

☑調査日は、原則として、火～木曜日のうち、4月18日に最も近い日としていたが、令和3年度は約1か月程度後ろ倒し、令和3年5月27日(木)へ変更。

☑後日実施※の期間は、通常、調査日の翌日から約2週間としているところだが、令和3年度は期間を約1か月間に延長し、令和3年5月28日(金)～6月30日(水)とする。

※調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情等がある場合、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること。後日実施の場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は後日実施期間に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行う。

○経年変化分析調査及び保護者に対する調査(抽出)を実施。

☑平成25年度、平成28年度に引き続き、抽出による「経年変化分析調査」を実施。

☑平成25年度、平成29年度に引き続き、抽出による「保護者に対する調査」を実施。

☑「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」の調査対象校を統一。3年に一度程度の実施を予定。

☑経年変化分析調査において、中学校の教科調査に新たに英語を追加して実施。

<経年変化分析調査 中学校 英語について>

☑「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を調査。

☑「聞くこと」「読むこと」「書くこと」調査は筆記方式(45分間)とする。「話すこと」調査は原則として口述式によるものとし、PC 端末を活用した音声録音方式(約5分間)とする。

☑「聞くこと」「話すこと」調査に関しては、聴覚や発話に障害がある生徒に対して所要の配慮をする。

(参考) 本体調査の実施に関する時間割モデル

◆ 小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆ 中学校

1時限目	2時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

一部の学校において、学校の端末を活用して児童生徒質問紙調査を実施する。

(参考) 経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

◆ 対象小学校(国語, 算数)

実施可能な1時限 (40分)
国語又は算数 (40分)

◆ 対象中学校(国語, 数学)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は数学 (45分)

◆ 対象中学校(英語: 対象学年が3学級で、1教室での調査実施の例)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと、読むこと、書くこと」 (45分)	英語「話すこと」 + 生徒質問紙 (1組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 + 生徒質問紙 (2組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 + 生徒質問紙 (3組) (15分×3グループ)

※英語「話すこと」+ 生徒質問紙調査にかかる時間は、準備や移動等を含み 15 分程度。

※対象学校には、必要に応じて、事業者から端末やヘッドセット等を貸与する。

※調査対象学年の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関するすべての調査を6時限以内で終了するとともに、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

※対象学校には事業者からサポート員を派遣する。

令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙/学校質問紙等の調査項目の見直しについて

1. 令和3年度の質問紙調査について

○質問紙調査については、平成29年度に調査項目の精選を行い、令和2年度の調査項目のテーマは、「学習指導全般(主体的・対話的で深い学びからの学習指導)」、「保護者に対する調査」関連項目とされているところ。

○令和2年度調査は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したため、上記テーマを令和3年度の調査のテーマとするとともに、以下の通り、必要な変更を加えるものとする。

2. 令和3年度の主な変更点

(1) 令和3年度の主な内容変更について

- ① 新型コロナウイルス感染症の学習面への影響を把握・分析するため、休業中の児童生徒の学習状況・環境等についての調査項目を新たに盛り込む。
- ② GIGA スクール構想の推進を踏まえ、ICTに関連した調査項目の充実を図る。
- ③ 「保護者に対する調査」における調査項目についても、上記①②の観点等を踏まえて見直すとともに、本体調査の調査項目と連動して分析を行えるようにする。

※なお、児童生徒質問紙の調査項目数については、児童生徒の負担とならないよう、既存の調査項目をより精選するなどして、令和2年度の調査項目数より増えないようにする。

- (2) 国際学力調査(PISA や TIMSS)における質問項目等も踏まえ、一部調査項目について、文言の修正を図る。

様式1【調査票】市町村教育委員会用

- ① 市町村教育委員会は、設置管理する全ての学校について取りまとめ、提出してください。
※令和3年(2021年)5月27日時点の内容を記入してください。(例えば、統廃合等により令和3年(2021年)5月27日時点で存在しない学校は、含みません。)なお、令和3年(2021年)5月27日に調査を実施できないやむを得ない事情があり、5月28日以降に調査を実施する学校も集計数に含めるものとし、「やむを得ない事情により5月27日に実施できず、5月28日以降に実施する」欄に記入してください。また、令和3年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない場合は、「調査の対象となる児童生徒が在籍しない」欄に記入してください。
- ② 調査の参加に特段の支障がある学校がある場合は、「②令和3年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校とその内容」欄に記入してください。
- ③ その他、連絡事項(例えば、「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合や市町村合併を予定している場合、統廃合・義務教育学校の設置を予定している場合、休校の状況等)があれば、「③連絡事項」欄に記入してください。
- ④ やむを得ない事情があり、5月27日以降に調査を実施する学校がある場合は、「④5月28日以降に調査を実施する学校名とその理由」欄に学校名と理由を記入してください。

※ 次の教育委員会は、小学校及び中学校の設置管理者として、令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加します。

教育委員会名: 芽室町教育委員会

① 所管する学校

※ 令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

学校名	小学校調査				学校名	中学校調査			
	調査対象となる児童生徒が在籍する	5月27日に実施する	やむを得ない事情により5月27日に実施できず、5月28日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない		調査対象となる児童生徒が在籍する	5月27日に実施する	やむを得ない事情により5月27日に実施できず、5月28日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない
(記入例)〇〇市立〇〇小学校	1	1			(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1	1		
(記入例)〇〇市立〇〇小学校				1	(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1		1	
1 芽室町立芽室小学校	1	1			芽室町立芽室中学校	1	1		
2 芽室町立上美生小学校	1	1			芽室町立上美生中学校	1	1		
3 芽室町立芽室西小学校	1	1			芽室町立芽室西中学校	1	1		
4 芽室町立芽室南小学校	1	1							
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
合計	4	4	0	0	合計	3	3	0	0

② 令和3年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容

Blank box for special circumstances.

③ 連絡事項(「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合等)

Blank box for contact information and changes.

④ 5月28日以降に調査を実施する学校名とその理由

学校名	理由

日程第 8

報告第 30 号

令和 3 年度全国学力・学習状況調査における経年変化分析調査及び
保護者に対する調査への参加及び協力についての件

令和 3 年度全国学力・学習状況調査における経年変化分析調査及び保護者に対する
調査への参加及び協力について、報告します。

令和 3 年 1 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 義 第 1148 号
令和2年(2020年)12月24日

関 係 教 育 局 長
関係市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

令和3年度全国学力・学習状況調査における経年変化分析調査及び保護者に対する
調査への参加及び協力について(照会)

標記調査の実施要領については、「令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について」(令和2年(2020年)12月24日付け教義第1145号北海道教育庁学校教育局長通知)により通知したところですが、この度、文部科学省総合教育政策局長から別添写しのとおり、本調査への協力について照会がありました。

については、関係市町村教育委員会においては、別添様式に協力の可否及び必要事項を記入の上、令和3年(2021年)1月13日(水)までに貴管内教育局へ送付願います。

教育局においては、域内の関係市町村教育委員会から提出された別添様式を取りまとめの上、令和3年(2021年)1月18日(月)までに当職あて報告願います。

なお、調査の円滑な実施や正確な情報を収集するため、調査対象学校及び当該学校の設置管理者の名称については非公開とします。調査対象学校及び当該学校の関係者(保護者等)並びに設置管理者以外には、調査対象学校及び設置管理者の名称を明らかにすることがないように御留意いただくとともに、関係者にもその旨を周知くださるようお願いいたします。

学力向上推進係
TEL:011-204-5771(ダイヤルイン)
内線:35-774
FAX:011-232-1072

(写)

2 文科教第 7 2 9 号

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
殿

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

令和 3 年度全国学力・学習状況調査における経年変化分析調査及び
保護者に対する調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、令和 3 年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「令和 3 年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和 2 年 1 2 月 2 3 日付け 2 文科教第 7 2 7 号文部科学事務次官通知）で通知したところです。

同調査では、本体調査に加え、全国的な学力の状況や、家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てるため、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を行います。文部科学省において、全国の小学校及び中学校から偏りが無いよう統計的な手法に基づき厳格な抽出を行った結果、貴管下の学校が調査対象候補として選ばれましたので、調査への参加及び協力の意向について確認いたします。

別紙 1～8 のうち該当する様式に記入の上、令和 3 年 1 月 2 0 日（水）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、調査の円滑な実施や正確な情報を収集するため、調査対象学校及び当該学校の設置管理者の名称については非公開とします。調査対象学校及び当該学校の関係者（保護者等）並びに設置管理者以外には、調査対象学校及び設置管理者の名称を明らかにすることが無いよう御留意いただくとともに、関係者にもその旨を周知くださるようお願いいたします。

<本件担当>

総合教育政策局 調査企画課 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和3年度経年変化分析調査及び保護者に対する調査の概要

目的

【経年変化分析調査】

同一問題による経年比較を行い、全国レベルでの児童生徒の学力の状況を経年で把握・分析し、国の教育施策の検証に役立てることを目的としています（平成25, 28年度に続き3回目）。

【保護者に対する調査】

家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析することにより、国、教育委員会及び学校における教育施策や教育指導の改善・充実に役立てることを目的としています（平成25, 29年度に続き3回目）。

調査の概要

調査対象

【経年変化分析調査】

対象学年：小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学校部第6学年

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

対象学校（抽出）：国語、算数・数学：小学校600校、中学校500校、英語（4技能）：中学校250校

【保護者に対する調査】 経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者

調査時期

令和3年6月1日(火)～6月30日(水)の期間中、調査の対象となった学校が実施可能な期間

* 調査日程については、対象学校の正式確定後（令和3年1～2月頃を予定）に改めて確認させていただきます。

調査内容

【経年変化分析調査】

国語、算数・数学、英語（中学校） 調査時間：小学校40分、中学校45分

* 各学校では、どれか1教科のみ実施していただきます。実施していただく教科も併せてご連絡します。

* 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則としています。

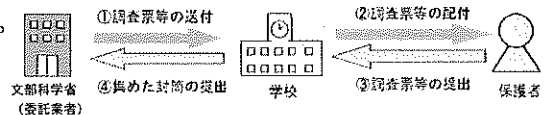
* 中学校英語の実施方法は別紙2を御参照ください。なお、中学校の英語実施校のみ、英語教科に関する生徒質問紙・学校質問紙調査も併せて実施していただきます。

【重要】調査問題は非公開のため、調査実施後は問題も回収させていただきます。

【保護者に対する調査】

* 保護者を対象に、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施いたします。回答は匿名化された上で回収・集計されるため、文部科学省及び委託業者が回答者を特定することはできません。また、回答内容について文部科学省や委託業者から問い合わせることはありません。

* 調査対象校には、調査票等の配付・回収にご協力いただきます。



結果公表

全国の状況を分析した結果を公表いたします。【結果公表（予定）：令和3年度末頃】

* 経年変化分析調査は、児童生徒への個人票の返却はありません。

* 過去の経年変化分析調査及び保護者に対する調査結果は、文部科学省及び国立教育政策研究所HPをご参照ください。

スケジュール（予定）

年 月	令和2年	令和3年						令和4年
	12月	1月～2月	3月	4月	5月	6月	8月	3月
経年変化分析調査及び保護者に対する調査（抽出調査）	実施要領策定（予定） 参加及び協力について 正式依頼・照会	学校調査対象確定			調査マニュアル送付	調査実施期間 6月1日～6月30日 ※経年調査は調査対象学校が実施可能な日時に実施 ※保護者調査は上記の期間内に実施		結果公表（予定）
本体調査（悉皆調査）			調査マニュアル送付		調査実施 5月27日（木）		結果公表	

令和3年度経年変化分析調査（中学校英語）の実施方法（案）

経年変化分析調査（中学校英語）の概要

経年変化分析調査（中学校英語）では、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を調査します。「話すこと」については、音声録音方式で実施いたします。

実施方法としては、学校の端末やネットワーク等を活用し、オンラインでの調査を予定しております。

なお、実施にあたっては、サポート員による事前の調査・検証や実施中のサポート等、また必要に応じて端末やネットワーク等の貸し出しをいたします。

○(PC教室等を利用する場合)対象学年が3学級の場合の時間割モデル:





1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと、読むこと、書くこと」 (45分)	英語「話すこと」 (1組) (5分×3グループ)	英語「話すこと」 (2組) (5分×3グループ)	英語「話すこと」 (3組) (5分×3グループ)

※英語に関する生徒質問紙(5分程度)は、1時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。

※「話すこと」調査の所要時間は、5分(準備や移動に要する時間を含み15分)程度。

※「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」に関するすべての調査を6時限以内で終了するとともに、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つため、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とし、各学校の状況に応じて柔軟な対応をとることを可能とする。

「話すこと」調査の実施支援内容

調査の準備		調査の実施(当日)	調査の終了
<p>事前に各学校の環境(端末やネットワーク等)で調査プログラムの実施が可能であるかについて、サポート員が調査・検証し、実施可能な環境を確認</p> 	<p>学校と日程を調整の上、調査で使用するヘッドセット等を配送</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">  ヘッドセット : 生徒数+予備  電気タップ: 必要数 </div> <p>※端末やネットワーク等の環境が不十分であった場合、事業者が必要な分を準備・配送し、サポート員が実施可能な環境を事前に構築</p>	<p>①端末、ネットワーク等の環境の整備、調査プログラムの動作再度確認</p> <p>②実施中のトラブルの対応</p> <p>③実施中の解答状況のモニタリング</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  調査実施サポート員が①～⑤を実施し、調査の円滑な実施をサポートします </div>	<p>④音声データの回収状況確認</p> <p>⑤調査で使用した機器一式の撤去・搬出</p>

「話すこと」調査に関して、対象学校に行っていただくこと

「話すこと」調査の準備、実施時の学校の作業は「生徒誘導」や「調査の実施監督」などに限定されます

【「生徒誘導」や「調査の実施監督」の他に対象学校に行っていただくこと】

- ・「話すこと」調査を実施する教室の確保
- ・調査で使用する端末の必要電源の確保
- ・(事業者から端末やネットワーク等を貸与した場合、)貸与機器の保管

調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

<Q&A 経年変化分析調査及び保護者に関する調査>

Q1. 調査対象学校として抽出されたが、経年変化分析調査及び保護者に対する調査は、本体調査とは違い任意調査か？

本体調査同様、実施要領に基づき、参加意向を御提出いただき、御協力いただく調査です。

なお、令和3年4月の予定において、既に、閉校や統廃合等により学校・学級規模が変わる、調査対象児童生徒がいない等の特段の事情がある場合には、教育委員会を通じて文部科学省まで個別に御相談ください。

Q2. 参加の可否を判断するのは、どこか？

本体調査同様、参加主体である設置管理者の判断となります。

Q3. 経年変化分析調査や保護者に対する調査についても、100%実施・回収しなくては行けないのか？

対象者は、調査対象学年の全児童生徒及び保護者です。

経年変化分析調査については、調査日に実施できた児童生徒分、保護者に対する調査については期日までに回収できた分を御提出ください。

全国から偏りがないう統計的な抽出を行っているため、できる限り多くの児童生徒・保護者の皆様に解答(回答)していただけるよう、御理解・御協力をお願いいたします。

Q4. マスコミ等から都道府県の調査対象学校の数や校名等を求められたら、公表してもよいのか？

経年変化分析調査は、国全体の学力の状況等について経年の変化を把握・分析するものであり、厳密な方法により抽出された学校に御協力いただくものです。文部科学省としては、抽出方法は公表しますが、調査対象校の県別数や個別の学校名については、調査の円滑な実施のため、非公表としますので、設置管理者や学校においても、同様の取扱いをお願いいたします。

Q5. 学校や教育委員会には、経年変化分析調査の結果は提供されるのか？

経年変化分析調査は、国全体の学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てることを目的として、抽出により実施するものです。また、同一問題を継続的に使用するため、調査問題も解答も非公表です。そのため、個々の児童生徒・学校・教育委員会に対しては、結果の返却は行わず、文部科学省として、全国的な学力の推移を報告書として公表する予定です。

Q6. 保護者に対しては、いつからどのように説明したらよいか？

学校が児童生徒や保護者等への御説明に使用できるリーフレットを作成いたします。令和3年5月頃に経年変化分析調査・保護者に対する調査のマニュアルと共にお送りする予定ですので、ご活用ください。

Q7. 障害のある保護者や日本語がわからない保護者への調査はどのようにしたらよいか？

点字・拡大文字・ルビ振り調査票に加え、7カ国語(ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語)の調査票を作成いたします。また、保護者からの問合せにも対応できるようコールセンターを設けることとしています。

Q8. 保護者への調査項目には、年収や学歴などのプライバシーに関わる項目も含まれているが、すべて回答しなくてはならないのか？

保護者調査は無記名で行い、回答内容から個人や学校を特定することはできない仕組みとなっております。また、保護者が回答した調査票は、保護者において封をして、学校に提出することとなっております。学校が回答内容を知ることはありません。

【回答票】経年変化分析調査及び保護者に対する調査 都道府県・市町村教育委員会用(小学校)

①令和3年度全国学力・学習状況調査(経年変化分析調査及び保護者に対する調査)への参加

以下の教育委員会は、小学校又は義務教育学校、特別支援学校(小学部)の設置管理者として、令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

教育委員会名	芽室町教育委員会
--------	----------

②令和3年度全国学力・学習状況調査(経年変化分析調査及び保護者に対する調査)への協力

以下の表に掲載されている調査対象候補学校について、学校種と協力の可否について○印を記入してください。「協力できない」場合は、その理由を記入してください。

No	調査対象候補学校名	学校種			協力の可否 いずれかに○を記入してください。		
		該当する学校種に○を記入してください。			①協力する	②協力できない	③協力できない場合は理由を記入してください。
		小学校	義務教育学校 (前期課程)	特別支援学校 (小学部)			
例	〇〇市立〇〇小学校	○			○		
1	芽室町立芽室南小学校	○			○		
2							
3							
4							
5							

③その他連絡事項

【回答票】経年変化分析調査及び保護者に対する調査 都道府県・市町村教育委員会用(中学校)

①令和3年度全国学力・学習状況調査(経年変化分析調査及び保護者に対する調査)への参加

以下の教育委員会は、中学校又は義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部)の設置管理者として、令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

教育委員会名	芽室町教育委員会
--------	----------

②令和3年度全国学力・学習状況調査(経年変化分析調査及び保護者に対する調査)への協力

以下の表に掲載されている調査対象候補学校について、学校種と協力の可否について○印を記入してください。「協力できない」場合は、その理由を記入してください。

No	調査対象候補学校名	学校種				協力の可否 いずれかに○を記入してください。		
		該当する学校種に○を記入してください。				①協力する	②協力できない	③協力できない場合は理由を記入してください。
		中学校	義務教育学校 (後期課程)	中等教育学校	特別支援学校 (中学部)			
例	〇〇市立〇〇中学校	○				○		
1	芽室町立芽室中学校	○				○		
2								
3								
4								
5								

③その他連絡事項

日程第9

協議案第2号

令和3年度芽室町一般会計教育費予算（企画財政課長ヒアリング結果）
の件（非公開）

令和3年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和3年1月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁